

管理用紙（起案文書）

年 度	平成31年度	文書番号	教高 第1967号
受 領 日		起 案	高等学校課 高等学校／生徒指導グループ 主査 多幡 浩乙 (電話番号：)
起 案 日	令和 元年 6月 11日		
決 裁 日	令和 元年 6月 20日		
施 行 日	令和 2年 5月 13日		
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	91-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 37年 5月 31日		
文書題名	大阪高等裁判所 令和元年(ネ)第1169号の応訴について		
公 開 用 文書題名	大阪高等裁判所 令和元年(ネ)第1169号の応訴について		
決裁 関与者	酒井 隆行 [教育委員会] [教育長] 向畠地 昭雄 [教育庁] [教育監] 水守 勝裕 [教育庁] [教育次長] 仲谷 元伸 [教育総務企画課] [課長] 倉橋 秀和 [教総務／広報・議事グループ] [課長補佐] 岡田 浩彰 [教総務／広報・議事グループ] [主査] 墓田 枝理子 [教総務／広報・議事グループ] [主査] 村田 純子 [教育振興室] [室長] 大久保 宣明 [高等学校課] [課長] 笠井 博 [高等学校／生徒指導グループ] [課長補佐]		
関係者	吉田 怜依 [教総務／広報・議事グループ] [一般職員等] 中島 彩子 [高等学校課] [参事] 守田 岳巳 [高等学校／生徒指導グループ] [課長補佐] 東尾 茂宏 [高等学校／生徒指導グループ] [一般職員等]		

	<p>平成31年4月9日付けで控訴人 [REDACTED] 外1名から大阪府に対し、標記事件に係る訴えが提起されました。（別添「訴訟事件の概要」参照）</p> <p>つきましては、別紙の応訴理由により応訴することとしてよろしいか。</p>						
問い合わせ文							
添付文書情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付文書名</th><th>種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20190618_東住吉総合_応訴理由.docx</td><td>電子</td></tr> <tr> <td>20190618_3_東住吉総合_訴訟事件の概要.doc</td><td>電子</td></tr> </tbody> </table>	添付文書名	種別	20190618_東住吉総合_応訴理由.docx	電子	20190618_3_東住吉総合_訴訟事件の概要.doc	電子
添付文書名	種別						
20190618_東住吉総合_応訴理由.docx	電子						
20190618_3_東住吉総合_訴訟事件の概要.doc	電子						
施行先							
施行方法	施行先なし						
備考							

東住吉総合高校損害賠償請求控訴事件 応訴理由

令和元年4月9日付け [] (死亡生徒の祖父) 及び [] (死亡生徒の母) から提訴された標記事件については、次の理由により応訴する。

[事件番号：令和元年（ネ）第1169号]

1 事件の概要

- 平成27年5月15日（金）午前10時頃、東住吉総合高校（以下「本件高校」という。）において、2限目の授業時間中に、[] (死亡生徒、以下「本件生徒」という。)が、自席の前席の男子生徒Aが授業中に身を乗り出して私語をしていることに腹を立て、襟元をつかんで席にひき戻して頬を平手で叩き、男子生徒Aがやり返すなどの諍いがあった。
- その後、別室で両名の聞き取り等を行い、本件生徒については、午前10時10分頃から午後5時40分頃まで、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。
- 午後7時42分、警察署から本件生徒が「踏切線路内への立ち入り、電車と衝突、搬送病院、死亡確認」との連絡があった。
- 本件生徒の祖父及び母が、約8時間に渡る指導及びこれにより肉体的・精神的に追い詰められた状態の生徒を一人で帰宅させたことなどの一連の行為について、社会的妥当性を著しく欠く違法なものとして、平成28年3月30日に大阪地方裁判所に訴えを提起した。

[請求額：計7,788万3,807円、遅延利息及び訴訟費用]

- 平成31年3月27日に原告らの請求を棄却するとの判決があったが、これを不服として控訴されたもの。

2 原判決（平成31年3月27日）の概要

原告らの請求をいずれも棄却する。

【主な判決内容】

- 本件生徒の拘束時間が8時間近くと相当長期間にわたったことは、適切であったと言い難いものの、そのことだけから、本件高校の教員らの対応が、直ちに教育的指導の範囲を逸脱するものであったとまでいってはできない。
- 本件高校の教員らにおいて、本件生徒が下校途中に自殺することを予見することは不可能であったといわざるを得ない。
- 本件高校の教員らの指導等が、その目的、態様、継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱し同教員らが負っている職務上の法的義務に違背していたということはできないため、国家賠償法上違法であったということはできない。

3 控訴人ら（原告ら）の主張

原判決は、以下の点について誤判であり、取り消され、地裁に差し戻されるべきとして、平成31年4月9日に控訴した。

（1）危険状況回避義務について

- ・教員は危険情報回避義務を負い、長時間の指導で生徒の心理的負担が大きい状況にあっては、指導を中断するべきであった。

（2）事実認定の不足・誤りについて

- ・本件生徒の自殺について、何ら判断をしていない。
- ・本件高校の教員らの証言は、男子生徒Aの書いた反省文との矛盾等から信用ができない。
- ・本件生徒が問題児かのように印象付ける事実認定（男子生徒Aの立ち歩きはなかった、本件生徒がにやにやと笑った等）や、指導が適法であったかのように誘導する事実認定は誤りである。
- ・事実確認のためには男子生徒Aの尋問が必要である。
- ・本件高校の教員が本件生徒に停学処分を伝えているとの判断は誤りである。
- ・本件高校の教員らは十分な事情聴取を行ったとはいえない。

（3）違法性の判断基準について

- ・「反省文」「振り返りシート」の作成を強要する必要があったか、またそれが当日中であるべきであったか判断していない。
- ・指導における本件高校の教員の意図は違法性の判断には無関係である。

（4）自殺予見可能性について

- ・「孤独感」や「無価値感」といった自殺に追い込まれる子どもの心理状態を、本件高校の教員らは当該生徒の言動から認識し得た。
- ・それら資料がどのように学校に配布されたかなど、当時の自殺予防・管理対策が明らかにされていない。

4 応訴理由

本件高校の指導等につき、違法性はなく、控訴人の主張には理由がない旨を主張する。

本件訴訟について、原判決で認められているとおり、指導は教育的指導の範囲内であり、教員らが負っている職務上の法的義務にも違背しておらず、教員らにおいて、本件生徒が下校途中に自殺することを予見することは不可能であった。

本件訴訟の帰趨は、学校現場における生徒指導のあり方に大きな影響を及ぼすものであるから、応訴することが必要である。

訴訟事案の概要

事 件 名	損害賠償請求事件〔東住吉総合高校事案〕	
裁 判 所	大阪高等裁判所	
事 件 番 号	令和元年(ネ)第1169号	
控 訴 人	(死亡生徒の祖父)及び (死亡生徒の母)	
被 控 訴 人	大阪府	
控 訴 提起 日	令和元年4月9日	請 求 額 7,788万3,807円、遅延利息及び訴訟費用

事 件 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月15日(金)午前10時頃、東住吉総合高校(以下「本件高校」という。)において、2限目の授業時間中に、 [REDACTED](死亡生徒、以下「本件生徒」という。)が、自席の前席の男子生徒Aが授業中に身を乗り出して私語をしていることに腹を立て、襟元をつかんで席にひき戻して頬を平手で叩き、男子生徒Aがやり返すなどの諍いさかいがあった。 その後、別室で両名の聞き取り等を行い、本件生徒については、午前10時10分頃から午後5時40分頃まで、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。 午後7時42分、警察署から本件生徒が「踏切線路内への立ち入り、電車と衝突、搬送病院、死亡確認」との連絡があった。 本件生徒の祖父及び母が、約8時間に渡る指導及びこれにより肉体的・精神的に追い詰められた状態の生徒を一人で帰宅させたことなどの一連の行為について、社会的妥当性を著しく欠く欠く違法なものとして、平成28年3月30日に大阪地方裁判所に訴えを提起した。【請求額:計7,788万3,807円、遅延利息及び訴訟費用】 平成31年3月27日に原告らの請求を棄却するとの判決があったが、これを不服として控訴されたもの。
	<ul style="list-style-type: none"> H28.3.30 大阪地裁に提訴 H28.5.18-H31.1.16 答弁書1回、準備書面7回、口頭弁論及び弁論準備手続 14回 H31.3.27 原判決(勝訴)原告らの請求をいずれも棄却。訴訟費用は原告らの負担 <p>【主な判決内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件生徒の拘束時間が8時間近くと相当長期間にわたったことは、適切であったと言い難いものの、そのことだけから、本件高校の教員らの対応が、直ちに教育的指導の範囲を逸脱するものであったとまでいふことはできない。 本件高校の教員らにおいて、本件生徒が下校途中に自殺することを予見することは不可能であったといわざるを得ない。 本件高校の教員らの指導等が、その目的、態様、継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱し同教員らが負っている職務上の法的義務に違背していたということはできないため、国家賠償法上違法であったということはできない。 H31.4.9 大阪高裁に控訴 R1.7.31 第1回口頭弁論(予定)

控訴人の主張	大阪府の主張
<p>原判決は、以下の点について誤判であり、取り消され、地裁に差し戻されるべきとして、平成31年4月9日に控訴した。</p> <p>(1) 危険状況回避義務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員は危険情報回避義務を負い、長時間の指導で生徒の心理的負担が大きい状況にあっては、指導を中断するべきであった。 <p>(2) 事実認定の不足・誤りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件生徒の自殺について、何ら判断をしていない。 本件高校の教員らの証言は、男子生徒Aの書いた反省文との矛盾等から信用ができない。 本件生徒が問題児かのように印象付ける事実認定(男子生徒Aの立ち歩きはなかった、本件生徒がにやにやと笑った等)や、指導が適法であったかのように誘導する事実認定は誤りである。 事実確認のためには男子生徒Aの尋問が必要である。 本件高校の教員が本件生徒に停学処分を伝えているとの判断は誤りである。 本件高校の教員らは十分な事情聴取を行ったとはいえない。 <p>(3) 違法性の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反省文」「振り返りシート」の作成を強要する必要があったか、またそれが当日中であるべきであったか判断していない。 指導における本件高校の教員の意図は違法性の判断には無関係である。 <p>(4) 自殺予見可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「孤独感」や「無価値感」といった自殺に追い込まれる子どもの心理状態を、本件高校の教員らは当該生徒の言動から認識し得た。 それら資料がどのように学校に配布されたかなど、当時の自殺予防・管理対策が明らかにされていない。 	<p>当該学校の指導等につき、違法性はなく、控訴人の主張には理由がない旨を主張する。</p> <p>(1)結果として本件生徒に対する拘束時間・指導時間が長時間に及んだにすぎず、教員らは職務上の法的義務に違背していない。</p> <p>(2)原審の認定した事実に誤りはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 判決文において、「自殺することを予見することは不可能」と記載されている。 教員らの証言は、宣誓に基づきなされたものであり、証言は信用に足るものである。 本件生徒と男子生徒Aの供述はほぼ一致しており、矛盾はない。 <p>(3)教育的指導(裁量)の範囲内であり、指導に違法性はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反省文」「振り返りシート」の作成は、事実確認及び今後の指導のために必要なものであった。 教員が本件生徒に対し肉体的苦痛を与えたり肉体的侵襲行為をしたりしたわけではなく、徹頭徹尾教育的目的に基づくものであった。 <p>(4)指導後、本件生徒も表情を和らげるなど、ごく普通の様子を見せ、帰宅時は、ごく一般的な様子であったため、予見は不可能であった。</p>